

茨木市公告第 29 号

茨木市プラネタリウム学習用オリジナル番組制作業務委託  
プロポーザル公告について

茨木市プラネタリウム学習用オリジナル番組制作業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 4 年 8 月 30 日  
茨木市長 福岡 洋一



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市プラネタリウム学習用オリジナル番組制作業務委託
- (2) 業務の目的 茨木市プラネタリウムにおいて小学校4年生を中心とした子どもを対象に学習用オリジナル番組を放映し、科学へのより深い興味を抱かせるとともにプラネタリウムへのリピーターを確保するため
- (3) 業務内容 茨木市プラネタリウムのドームで放映する学習用オリジナル番組映像の制作
- (4) 業務期間 令和4年10月25日から令和5年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

6,600,000円(税込)

提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去3年間において、プラネタリウム全天番組制作3本(のべ60分)以

上制作実績があること。

#### 4 説明会

- (1) 開催日時：令和4年9月5日（月）  
午後2時から午後3時まで
- (2) 開催場所：茨木市役所本館6階 第一会議室
- (3) その他：正当な理由なしに説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。

#### 5 プロポーザル実施要項・参加申込について

##### (1) 実施要項

別添のとおり

##### (2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで文化振興課宛送信すること。

提出期限：令和4年9月8日（木）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部文化振興課

E-mail：bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。件名に【茨木市プラネタリウム学習用オリジナル番組制作業務委託に係る質問】と記載すること。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の最終回答日までに適宜市ホームページに掲載する。

最終回答日：令和4年9月12日（月）

掲載場所：茨木市HP 文化振興課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/bunka/menu/planetarium/58874.html>

##### (3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

##### ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市市民文化部文化振興課（茨木市役所南館8階）

ウ 提出期限：令和4年9月16日（金）午後3時まで ※土日祝を除く

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

6 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者
  - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
  - ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
  - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
  - オ 配点の総合計点（選定委員の除外又は欠点があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

7 問い合わせ先

茨木市 市民文化部文化振興課 担当 天野、松本  
TEL 072-620-1810（直通）  
E-mail : bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp